

公印省略
食生衛第656-1号
観第116-1号
令和2年4月27日

各市町村長様

群馬県知事 山本 一太
(食品・生活衛生課)
(観光魅力創出課)

ホテル・宿泊施設等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止 並びに休業の協力について

平素から新型コロナウイルス感染症拡大防止に対してご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に対し、本県では4月17日付で、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態措置」を発令し、翌18日から、対象となる施設の管理者及びイベント主催者に対し、施設の使用停止または催物の開催停止の要請及び協力の依頼（いわゆる「休業要請」）を行っています。このたび、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長から事務連絡が発出され、連休期間の行楽を目的とした宿泊事業についての留意事項等が示されました。

つきましては、本県においても、下記のとおり旅館業法および住宅宿泊事業法の許可対象施設等に対し、休業の協力を依頼するとともに、あわせて、休業にご協力いただいた中小企業、個人事業者の方を対象とし、支援金を支給することといたしましたので、貴管内の宿泊施設等に対しまして周知いただきますようお願ひいたします。

貴市町村におかれましても、引き続き感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

記

1 休業の協力依頼を行う範囲

①宿泊施設

ホテル、カプセルホテル、旅館、民宿、ペンション、民泊、ラブホテル、ウィークリーマンション、キャンプ場、コテージ、貸別荘

②観光施設

ゴルフ場、スキー場、遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイ

2 休業の協力依頼の期間

令和2年4月29日（水）から5月6日（水）までの8日間

3 感染症対策事業継続支援金（宿泊施設等）の支給対象者

休業に協力いただいた県内に事業所を有する中小企業、個人事業者

＜対象施設については、県HPでご確認ください＞

https://www.pref.gunma.jp/06/g01g_00042.html

4 支援金額

1事業者あたり 20万円

5 申請方法

郵送、オンライン（専用サイト）により申し込み（5月上旬を予定）

6 備考

本支援金の実施には、補正予算の成立が前提となります。

受付開始時期や申請方法等、詳細については今後、県HP等にてお知らせします。

【宿泊施設の休業に関するお問い合わせ】

健康福祉部 食品・生活衛生課 生活衛生・動物愛護係

TEL : 027-226-2445 FAX : 027-220-4300

E-mail : shokuseika@pref.gunma.lg.jp

【観光施設の休業や支援金に関するお問い合わせ】

「県内企業ワンストップセンター」（群馬県産業経済部内）

TEL : 027-226-2731

E-mail : sangyo@pref.gunma.lg.jp